

平成 21 年度 国の施策
及び予算に関する要望書

平成 20 年 7 月現在

特別区長会

平成20年7月

殿

特別区長会会長

多田正見

平成21年度国の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営につきましては、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、特別区は首都東京を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、積極的な取組を進めているところです。

しかしながら、都市の住民にとって緊急の課題である、福祉、都市基盤、環境などの施策を遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、国における平成21年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

< 要望事項 >

	頁
1 地方分権改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 多様な保育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 ホームレス自立支援策の充実・・・・・・・・・・・・	4
4 障害者施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5 介護保険制度の改善・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6 新型インフルエンザへの対策・・・・・・・・・・・・	7
7 交通システム等の整備促進・・・・・・・・・・・・	8
8 都市計画道路の整備促進・・・・・・・・・・・・	9
9 災害応急対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	10
10 緑化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	11
11 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進	12
12 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	13

1 地方分権改革の推進

地方分権改革推進委員会は、「地方が主役の国づくり」を目指して、基礎自治体への権限移譲等の具体策を盛り込んだ第1次勧告を行った。今後、さらなる勧告等が予定され、第二期地方分権改革は正念場を迎えつつある。

一方、社会保障をはじめ今後の国、地方の差し迫る行政課題に必要な財源の確保は喫緊の課題であり、道路特定財源の見直しを含めた税制の抜本改革の議論が開始されている。

こうした状況の中で、東京に特有の大都市需要を無視し、地方固有の税を地方間の財源調整の手段に用いる乱暴な議論が繰り返されようとしていることは、断じて看過できるものではない。

今、行われるべきことは、国と地方の役割分担を明確化し、国から地方へ実質的な権限と財源を移譲することであり、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせる財源を国の責任において保障することである。

このため、以下の方策を講じること。

(1) 地方分権改革の確実な実現

地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、基礎自治体優先の原則に立った国と地方の役割分担の見直しを行い、事務移譲や税源移譲の徹底はもとより、義務付け・枠付け、関与の見直し等、地方が実質的に地域の総合的な行政主体としての役割を果たせるよう、真の地方分権改革を実現すること。

(2) 地方税財源の充実強化

- ① 地方分権改革の趣旨に則り、事務移譲に見合う実質的な税源移譲を行い、地方税中心の税体系への抜本的な再構築を図ること。新たな税源移譲の対象は、地方消費税等偏在性が小さく安定的な税源とすること。
- ② 地方の税収格差については、国の責任で地方交付税による財源保障を行うべきであり、地方固有の税を地方間の財源調整に用いる方策は行わないこと。
- ③ 道路特定財源の見直しに当たっては、地方が進めている道路整備・街づくり事業の財源が現状においても不足している実態を踏まえ、税源移譲を主体に、所要額が確保できるよう財源措置を講じること。
- ④ 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を明確にし、国の責任において措置すべきものを地方に負担転嫁しないこと。また、地方の超過負担が生じないようにすること。

その他の国庫補助負担金は原則廃止し、従前の都道府県負担分が削減されることによる区市町村財源への影響も含めて確実に税源移譲を行うこと。

2 多様な保育環境の整備

地価や賃料の高い特別区では、認可保育所の整備は財政負担が大きく、民間事業者にとっても参入が困難な状態にある。

一方、女性の社会進出や様々な雇用形態をとる現在の就労環境に対応するためには、低年齢児保育や長時間保育など多様な保育サービスの提供が求められている。

このため、待機児童の解消を図り、多様な保育需要に対応されるよう、地方裁量型の「認定こども園」も含め、一定基準を満たした認可外保育施設を財政支援の対象となる保育制度の体系に組み入れること。

3 ホームレス自立支援策の充実

ホームレスの自立に向けた課題を解決するために、次の方策を講じること。

(1) 国の責務として総合的な対策の実施と責務に見合う財政負担

国の明確な責任の下、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針に示されている施策の実現を目指し、就労、福祉、医療、住宅等におたる総合的な対策を講じるとともに、必要かつ十分な財政措置を行うこと。

とりわけ、路上生活者対策事業に係る施設の運営について補助基準額の大幅な引き上げを行うとともに、整備費についても特別区における路上生活者対策の実情に見合うよう配慮すること。

なお、基本方針の見直しに当たっては、ホームレスの現状及びこれまでの取り組みの成果を検証した上で、より一層効果的な対策を講じること。

(2) 都市部への集中化への対応

広域的な課題であるホームレスの都市部への集中化への対応について、地方公共団体と連携し、抜本的な対策を講じること。

4 障害者施策の充実

特別区は障害者数も多く、サービス基盤整備に力を入れている。しかし、限られた国の予算では、地域生活支援事業に係る事業執行額に対して十分な国庫補助額が期待できず、現在のサービス水準を維持することさえ困難となっている。

このため、地域生活支援事業がその役割を果たせるよう、統合補助金の事業別算定基準を明示した上で、十分な財政措置を講じること。

5 介護保険制度の改善

介護報酬には地域間の格差を是正するため、報酬加算率が設定されている。しかし、人件費や物件費の現状を反映していないため、特別区などの都市部では、介護事業者の廃業や従事職員の離職が深刻化している。

また、現行の加算方式では、介護報酬の増は利用者負担の増に直結し、利用者の生活に大きな影響を与える恐れもある。

については、報酬加算率を実情に見合ったものに改定し、都市部の実情に合った介護報酬とするととともに、利用者への直接的な影響を抑制するための方策を講じること。

6 新型インフルエンザへの対策

新型インフルエンザは、一瞬にして全国的な規模で国民を危機的な状況に陥らせる可能性があり、人口や企業が集中する特別区にあっては、大きな被害が想定される。

大発生に備えて、国が率先してあらかじめ万全の体制を整えておくことが非常に重要であることから、以下の点について要望する。

- (1) 希望する全国民分のプレパンデミックワクチンを早急に備蓄するとともに、円滑に特別区に供給できる体制を整えること。
- (2) 行政機関・医療機関等、新型インフルエンザ対応関係機関の連携体制を整備すること。
- (3) 新型インフルエンザに対する十分な啓発並びに発生後における自治体及び国民への迅速かつ確実な情報提供を行うこと。
- (4) 患者及び感染者の増加に応じた医療体制の確保をはじめ、パンデミック時における対策を整えること。
- (5) ライフラインの確保や社会機能を維持する業務従事者への対策を、国が率先して行うこと。

7 交通システム等の整備促進

東京区部における交通システム等の整備は、沿線地域のみならず東京圏全体の公共交通環境の向上に寄与するものであり、極めて重要な課題である。

については、運輸政策審議会が平成12年に答申した鉄道整備の基本方針に従って、次の方策を講じること。

(1) 整備予定路線の早期実現

整備着手予定の路線で、現在、未着手となっている以下の路線は、早期に実現を図ること。

- ① 東京8号線の延伸(豊洲～東陽町～住吉～押上～四ツ木～亀有～野田市)
- ② 東京11号線の延伸(押上～四ツ木～松戸市)
- ③ 京浜急行空港線と東京急行多摩川線を短絡する路線の新設(京急蒲田～蒲田)

(2) 区部周辺部環状公共交通新設計画の具体化

同答申で検討すべき路線となっている「区部周辺部環状公共交通(仮称)」の新設については、環状都市軸の形成による東京圏の適正な都市構造の再編に資するため、整備・運営主体の確立、建設資金の確保等により、早期に整備計画を具体化すること。

8 都市計画道路の整備促進

東京区部では、主要な幹線道路網の未整備区間が散在しており、都市計画道路がネットワークとしての機能を十分に果たせない状況にある。

首都東京の地域特性を考慮し、都市の基幹的施設である都市計画道路の整備が促進されるよう、次の方策を講じること。

- (1) 都市計画道路の補助線整備を対象にする等、国庫補助の採択基準を緩和すること。
- (2) 国庫補助基準を改善し、特別区に重点的に国庫補助を配分すること。
- (3) 街路整備事業の予算措置を特別区に重点配分すること。
- (4) 連続立体交差事業を早期に完了させること。また、区が積極的に施行できるよう技術的、財政的な支援制度を拡充すること。

9 災害応急対策の充実

切迫性が指摘されている首都直下型地震や大規模な水害への対策を強化するため、国において総合的な対策を講じるとともに、次の具体的方策を講じること。

(1) 高層化する都市の集合住宅では、被災時の救援が困難であり、ライフラインの確保等が急務である。

このため、エレベーターや上下水道接続部の耐震強化、高層階への備蓄倉庫の設置義務化など、より一層の防災対策を講じること。

(2) スーパー堤防を早期に整備するため、住居移転を促進する仕組みづくりや建築行為の規制などの方策を講じること。

10 緑化対策の推進

都市の緑は、良好な生活環境を確保するために欠かすことのできない資源である。都市の緑を守るため、高地価等、特別区の地域の特性を考慮して、次の方策を講じること。

- (1) 保存樹林地及び市民農園等に対する相続税の納税猶予措置等、緑を残すための土地所有者の負担軽減制度の見直しを図ること。
- (2) 保存樹林地等の保存及び活用のために、特別区の買取りに対する財政支援を講じること。

11 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の推進

地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に対する取り組みを強化するためには、国の総合的な対策とともに、地方自治体の取り組みを強化していく必要がある。

このため、特別区が地球温暖化対策推進法に基づく地域推進計画を円滑に策定して対策に取り組めるよう、関係機関が持つ各種データ類や新技術等の情報提供が行われる制度の整備をはじめ、十分な支援策を講じること。

12 学校教育の充実

特別区が、長期的視点を持ち、地域の実情に応じた学校教育を推進できるよう、区立小中学校教職員の人事権を特別区へ移譲すること。

＜要望事項別一覧＞

	要 望 事 項	要望先省庁等
1	地方分権改革の推進	総務省 財務省
2	多様な保育環境の整備	内閣府 厚生労働省
3	ホームレス自立支援策の充実	厚生労働省
4	障害者施策の充実	厚生労働省
5	介護保険制度の改善	厚生労働省
6	新型インフルエンザへの対策	内閣府 厚生労働省
7	交通システム等の整備促進	国土交通省
8	都市計画道路の整備促進	国土交通省
9	災害応急対策の充実	内閣府 国土交通省
1 0	緑化対策の推進	財務省 農林水産省 国土交通省 環境省
1 1	地球温暖化防止、ヒートアイランド 対策の推進	経済産業省 環境省
1 2	学校教育の充実	文部科学省

＜要望先省庁別一覧＞

要望先省庁	要 望 事 項
内閣府	多様な保育環境の整備 新型インフルエンザへの対策 災害応急対策の充実
総務省	地方分権改革の推進
財務省	地方分権改革の推進 緑化対策の推進
文部科学省	学校教育の充実
厚生労働省	多様な保育環境の整備 ホームレス自立支援策の充実 障害者施策の充実 介護保険制度の改善 新型インフルエンザへの対策
農林水産省	緑化対策の推進
経済産業省	地球温暖化防止、ヒートアイランド対策 の推進
国土交通省	交通システム等の整備促進 都市計画道路の整備促進 災害応急対策の充実 緑化対策の推進
環境省	緑化対策の推進 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策 の推進